

(仮称)キヤノン柳町プロジェクトに係る条例方法審査書の公告について(お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第15条の規定に基づき条例方法審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者
キヤノン株式会社
代表取締役社長 御手洗 富士夫
- 2 指定開発行為の名称及び所在地
(仮称)キヤノン柳町プロジェクト
川崎市川崎区柳町70番1
- 3 条例方法審査書公告年月日
平成17年5月13日(金)
- 4 問い合わせ先
キヤノン株式会社 施設部 建設技術課
東京都大田区下丸子三丁目30番2号
電話 03-5482-3845

(環境局環境評価室 担当)
電話 200-2156

(仮称)キヤノン柳町プロジェクトに係る条例方法審査書
(概要)

平成17年5月

はじめに

(仮称)キヤノン柳町プロジェクト(以下「指定開発行為」という。)は、キヤノン株式会社(以下「指定開発行為者」という。)が、幸区柳町70番1の工場跡地、約11.5の区域において、トナーカートリッジ、インクカートリッジ等の生産設備や金型を製造する生産開発棟、ソフトウェアの開発を行う研究開発棟等を建設するものである。

生産開発棟の主要施設としては、自動組立ラインの組立・試運転確認を行う生産装置組立エリア、生産装置に使用する金型の製造を行う金型生産エリア及び金型の精密測定を行うクリーンルームエリア等があり、切削加工機、三次元測定器等の設備を設置するものである。

研究開発棟の主要施設としては、ソフトウェアの開発を行う実験室エリア、ソフトウェアの機能・性能の評価を行う評価室エリア及びソフトウェアの稼働状況の確認を行う環境試験室エリアがある。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成17年1月25日、川崎市長あて本指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)を提出した。

川崎市は、これを受けて公告・縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

この条例方法書について、平成17年3月10日に川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問したところ、同年4月26日に審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例第14条に基づき、条例方法書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：キヤノン株式会社

代表者：代表取締役社長 御手洗 富士夫

住 所：東京都大田区下丸子三丁目 30 番 2 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名称：(仮称)キヤノン柳町プロジェクト

種類：高層建築物の新設（第 2 種行為）

工場又は事業所の新設（第 1 種行為）

研究施設の新設（第 2 種行為）

大規模建築物の新設（第 1 種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 3 の項、5 の項、
14 の項及び 15 の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市幸区柳町 70 番 1

区域面積：約 114,755 m²

用途地域：工業地域

(4) 計画の概要

ア 目 的

トナーカートリッジ、インクカートリッジ等の生産設備や金型を製造する
生産開発棟、ソフトウェアの開発を行う研究開発棟等の建設

イ 土地利用計画

土地利用区分		面積	構成比	備考
建築物	生産・開発棟	約 32,000 m ²	約 28%	1期工事完了時：約 13,000 m ²
	研究・開発棟	約 4,000 m ²	約 3%	
	管理・厚生棟	約 5,000 m ²	約 4%	1期工事完了時：約 2,000 m ² 、 付属棟含む
	厚生棟	約 2,000 m ²	約 2%	
	動力棟	約 10,000 m ²	約 9%	1期工事完了時：約 3,000 m ²
	小計	約 53,000 m ²	約 46%	
緑化地		約 30,000 m ²	約 26%	
駐車場、通路等		約 31,755 m ²	約 28%	
合計		約 114,755 m ²	100%	

ウ 建築計画の概要

項目	建築面積	延床面積	構造	階数	最高高さ	
建築物	生産・開発棟	約 32,000 m ²	約 118,500 m ²	鉄骨造	地下1階、地上5階	約 30m
	研究・開発棟	約 4,000 m ²	約 69,000 m ²	鉄骨造	地下2階、地上18階	約 86m
	管理・厚生棟	約 5,000 m ²	約 17,000 m ²	鉄骨造	地下1階、地上4階	約 25m
	厚生棟	約 2,000 m ²	約 5,000 m ²	鉄骨造	地下1階、地上2階	約 15m
	動力棟	約 10,000 m ²	約 20,000 m ²	R C造	地下1階、地上3階	約 30m
	合計	約 53,000 m ²	約 229,500 m ²	-	-	-
敷地面積	約 114,755 m ²					
建ぺい率	46.19%					
容積率	199.99%					
緑被率	約 26%					

エ 施設計画の概要

項 目	計画の概要
生産・開発の内容	生産装置（自動組立ライン）・金型の生産
生産・開発の主要施設	生産装置組立エリア、金型生産エリア、クリーンルームエリア等
研究・開発の内容	ソフトウェアの開発
研究・開発の主要施設	実験室エリア、評価室エリア、環境試験室エリア等
従業員数	約 7,500 人（1 期工事完了時：約 800 人）
施設運用日数及び時間帯	年間運用日数：240 日、時間帯（原則）：8:30～17:00
駐車場台数	約 820 台

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、本事業に係る環境影響評価項目として、大気質、緑、騒音、振動、廃棄物、景観、日照障害、電波障害、風害、地域交通及び安全について予測、評価を行うとしており、その選定は概ね妥当である。

条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、本審査結果の内容を踏まえ、環境影響評価の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 個別事項

ア 大気質

本計画では、工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時における設備機器の稼働による大気質への影響について予測、評価を行うとしているが、設備機器の稼働による大気質への影響については、設備機器の規模、排出ガスの性状等の各諸元を明らかにし、適切に予測、評価すること。

イ 緑（緑の質、緑の量、植栽土壌）

本計画では、供用時における緑の質、緑の量、植栽土壌について予測、評価を行うとしており、その方法は概ね妥当であるが、計画地は、川崎駅周辺地区緑化推進重点地区内に位置していることから、条例準備書の段階で、当該緑化推進重点地区計画の基本方針、目標等を考慮し、緑化計画のコンセプトを明らかにすること。

ウ 騒音及び振動

本計画では、建設時における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時の設備機器の稼働に伴う騒音及び振動による影響について予測、評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

エ 廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

本計画では、建設時における産業廃棄物及び建設発生土、供用時における

一般廃棄物及び産業廃棄物による影響について予測、評価を行うとしており、その方法は概ね妥当であるが、事業特性からそれらの処理、処分方法及び低減策について、条例準備書で具体的な内容を明らかにすること。

オ 景 観

本計画では、計画建物の存在に伴う景観特性の変化、主要な眺望点からの景観の変化及び圧迫感の変化について予測、評価を行うとしており、その方法は概ね妥当であるが、計画地が川崎駅西口大宮町都市景観形成地区に隣接していることから、景観については、当該地区の建築物群との関係を含めた様々な視点を考慮のうえ、予測、評価を行うこと。

カ 日照阻害

本計画では、計画建物の存在に伴う日照阻害について予測、評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

キ 電波障害

本計画では、計画建物完成後のテレビ受信障害の範囲及び受信障害を受ける家屋の棟数について予測、評価を行うとしているが、躯体の建ちあがりの状況に応じて障害の発生が予想されることから、必要な対策について配慮すること。

ク 風 害

本計画では、計画建物の存在に伴う風環境の変化について予測、評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

ケ 地域交通（交通混雑、交通安全）

本計画では、建設時における工事用車両の走行、供用時における歩行者の発生集中に伴う影響について予測、評価を行うとしており、その方法は概ね妥当であるが、計画地に隣接する区域では、再開発事業が進められていることから、予測、評価にあたっては、将来の隣接事業の進捗状況も考慮すること。

コ 安全（火災爆発等）

本計画では、供用時における危険物等に係る安全の確保について予測、評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

（３）環境配慮項目に関する事項

条例方法書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「有害化学物質」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮方針については、その積極的な取り組みが望まれることから、環境配慮の具体的な実施の内容について、条例準備書で明らかにすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成17年1月25日 指定開発行為実施届及び条例方法書の受理
2月 2日 条例方法書公告・縦覧
3月10日 市長から審議会に条例方法書について諮問
3月18日 縦覧終了、意見書の締切り
縦覧者：27人、意見書の提出：なし
4月26日 審議会から市長に条例方法書について答申

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成17年3月10日 （仮称）キャノン柳町プロジェクトに係る条例方法書の審査について、市長より諮問
3月14日 審議会（現地視察）
3月29日 審議会（事業者説明及び審議）
4月25日 審議会（答申案審議）
4月26日 （仮称）キャノン柳町プロジェクトに係る条例方法書の審査結果について、審議会から市長あて答申